

## 5 地域活動の促進

### 障害者地域活動ホーム

身 知 精

〔デイサービス事業、障害福祉サービス：支援法〕（104頁～）

「障害者地域活動ホーム」は、在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。

主なサービスとして、日中活動事業（デイサービス事業、障害福祉サービス事業）のほか、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）及び相談支援事業（一部で実施、2頁参照）などを実施しています。

また、障害者地域活動ホームは施設規模等により次の3種類に分類されています。

- ① 従来型障害者地域活動ホーム（従来型） 1か所
- ② 機能強化型障害者地域活動ホーム（強化型） 22か所
- ③ 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（法人型）16か所

分類ごとの実施事業等については、次のとおりです。

※ △は一部のホームで実施

実施事業	事業内容	従来型	強化型	法人型
相談支援事業	地域で生活する障害児・者及びその家族の生活を支えるための、総合的な相談を行っています。 また、相談を受けて、関係機関との連絡調整なども行います。	—	△	○
日中活動 (18歳以上)	在宅の障害者が日中、地域活動ホームに通所し、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができます。			
ショートステイ	障害児・者の家族等が入院、出産等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊して介助します。	—	○	○
一時ケア	障害児・者の家族等が通院、各種行事参加等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、日中の数時間介助します。			
余暇活動支援	活動ホーム又はその他の場所で、余暇の充実を図る事業を実施します。	○	○	○
おもちゃ文庫	障害児が遊びを通じて機能訓練を行ったり、家族の交流を図ります。 また、健常児やその家族の利用も進め、障害児、家族同士の交流を図る機会を作ります。	—	△	○
地域交流事業	地域の団体・グループ等に地域交流室の貸し出しを行い、地域の住民と障害児・者が交流する機会を作ります。 また、活動ホーム独自のイベントを実施したり、地域への行事に参加することで地域との交流を図ります。	○	○	○

実施事業	事業内容	従来型	強化型	法人型
重度重複デイサービス	重症心身障害者を対象とした、デイサービスを提 供します。	—	—	△

各サービスの利用については、障害者地域活動ホームに直接相談することができます。

ただし、日中活動（デイサービス事業及び障害福祉サービス事業）については、お住まいの区に申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

※ 事業内容の詳細、利用できる年齢、受付方法等については直接各活動ホーム（104～106頁）へお問い合わせください。

※ 事業によっては、実費相当額等の利用者負担があります。

### ■要援護者避難支援カード

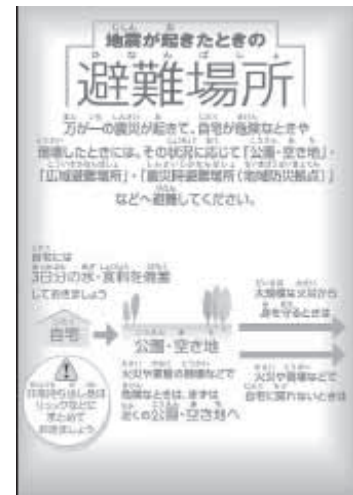
災害はいつ起こるかわかりません。万が一発生した場合には、大きな混乱が予想されますので、地域の中でお互いに助け合うとともに、日頃から自分なりに「もしも」の備えをしておくことが大切です。

この「要援護者避難支援カード」は、障害のある方など災害時に援護を必要とされる方が、地震発生時の避難方法や準備しておいた方がよい非常持出品、緊急連絡先などをあらかじめ書き込んでおけるようになっています。それぞれが、「もしも」の時の対応を確認するために御活用ください。

御希望の方は、無償でお配りしておりますので、下記窓口までお問い合わせください。

【窓 口】健康福祉局 障害企画課

【電 話】671-3603 【F A X】671-3566



### ■「黄色」は「支援してほしい」というサイン

災害時という混乱した状況の中では、障害のある人が必要な支援を受けにくい、誰が支援できる人かわからない、ということが起こるかも知れません。

そこで、「セーフティーネットプロジェクト横浜（※）」では、災害時には「支援してほしい」人は「黄色」、「支援できる」人は「緑色」のバンダナを身につけよう、という取り組みを進めています。

災害時の備えとして、市販のバンダナやハンカチなどを用意しておくのはいかがでしょうか？



※セーフティーネットプロジェクト横浜（72頁参照）